

京都府中小企業融資制度一覽

※融資利率については変更されることがあります。

(平成23年4月1日時点)

| 区分 | 制度名 | 融資対象者 | 資金使途・融資期間 | 融資限度額 | 融資利率 | 返済方法 | 保証人・担保 | 取扱金融機関 (相談・受付窓口) |
|--------|-------------------------------|--|--|--|---|---|---|--|
| 一般資金 | 一般振興融資 | 中小企業者(個人・会社等。以下同じ)・組合 | 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (保証協会の保証付き既借入金(あんしん借換融資、金融安定化分等を除く)の借換可) | 有担保2億円、無担保8,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(一般枠)の範囲内) | 年2.9%以内 年2.7%以内 (取扱金融機関が定める固定金利) | 均等月賦返済 (必要に応じて据置1年以内) | 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じて担保を要する。) | いきいき引 保証料率 年0.174(0.2%) 引下げ |
| | 小規模企業 おうえん融資 | 小規模企業者(※1)・小規模組合(※2) (以下「小規模企業者等」) (※1)従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の中小企業者 (※2)事業協同小組合などの組合 | 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 | ベース枠 1,250万円 (保証協会の全ての保証付き融資残高を含み1,250万円) ステップアップ枠 1,250万円 (一般枠の無担保保証8,000万円の範囲内) 事業実績6ヶ月以上1年未満の方は合計500万円 | 年1.7% 年2.1% 年1.9% | 均等月賦返済 (必要に応じて据置6ヶ月以内) | 保証協会の保証が必要(無担保無保証人(原則法人代表者の連帯保証も不要)) 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(小規模組合の場合は代表理事)の連帯保証のみ必要) | 保証料率 年0.224(0.3%) 引下げ 保証料率 年0.174(0.2%) 引下げ |
| 緊急対策資金 | 経営支援緊急融資 (H24.3末まで) | 最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期に比べ5%以上減少等しており、経営安定支援協議会の指導を受ける中小企業者・組合 | 運転資金 10年以内 設備資金 | 有担保2億円、無担保8,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(一般枠)の範囲内) | 年2.1% | 均等月賦返済 (必要に応じて据置2年以内) | 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じて担保を要する。) | 保証料率 年0.174(0.2%) 引下げ |
| | あんしん借換融資 | セーフティネット保証の適用を受ける特定中小企業者として市町村長の認定を受け、経営安定支援協議会の指導を受ける中小企業者・組合 | 運転資金 10年以内 設備資金 (保証協会の保証付き既借入金(金融安定化分等を除く)の借換可) | <別枠>有担保2億円、無担保8,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(別枠)の範囲内) 無担保無保証人枠 1,250万円 (小規模企業者等に限る) | 年1.8% | 均等月賦返済 (必要に応じて据置2年以内) | 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じて担保を要する。) (無担保無保証人枠利用の場合) 保証協会の保証が必要(無担保無保証人(原則法人代表者の連帯保証も不要)) | 保証料率 年0.174(0.2%) 引下げ |
| | 経済変動・雇用 対策融資 (H24.3末まで) | 中小企業者・組合 | 運転資金 1年以内 | 無担保3,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(一般枠)の範囲内) | 年1.9% | 一括返済又は均等月賦返済 (必要に応じて据置2ヶ月以内) | 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要) | |
| 政 | 創業 経営承継支援融資 | 創業一般型 | 府内で新たに事業開始する者、分社化する会社 (事業開始等の後5年未満のもの含む) | 創業等関連特別保証 1,500万円 (ただし、事業開始・分社化から6ヶ月以内の場合は自己資金の範囲内) | 年1.9% | 均等月賦返済 (必要に応じて据置1年以内) | 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じて担保を要する。) | 京都信用金庫 京都中央信用金庫 京都北都信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合 |
| | | 創業支援型 | 府内で新たに事業開始する者、事業転換・多角化等を行う中小企業者・組合 (事業開始等の後5年未満のもの含む) ①府・京都市指定セミナー修了者 ②商工会・商工会議所等の経営指導完了者 ③府・京都市指定インキュベート施設等入居者 | 創業関連特別保証 1,000万円 事業転換・多角化等 1,500万円 | | | | |
| | 経営承継型 | 経営承継に伴い国の認定を受け事業用資産等の取得等を行うとする会社・個人 | 運転資金 10年以内 設備資金 | 経営承継関連特別保証<別枠> 有担保2億円、無担保8,000万円 | | | | |
| 策 | 雇用促進 支援融資 | 雇用一般 | ①新たに常用労働者を3名以上雇用しようとする(※)中小企業者・組合 ②労働力確保のための労働環境の整備、福利厚生施設の整備、職員研修・職員募集を行うとする中小企業者・組合 | 運転資金 10年以内 設備資金 | 年1.9% | 均等月賦返済 (必要に応じて据置1年以内) | 原則として連帯保証人1名以上、又は保証協会の保証(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要)、必要に応じて担保を要する。 | 京滋信用組合 商工組合中央金庫 |
| | | 雇用特別 | ①京都ジョブパークを利用して新たに常用労働者を2名以上雇用しようとする(※)中小企業者・組合 ②京都未来を担う人づくりサポートセンター等(注2)による就業支援を受けた者を新たに常用労働者として雇用しようとする(雇用後1年以内に融資申込受付されたものに限り)(※)中小企業者・組合 ③障害者を常用労働者として雇用している・雇用が確定している中小企業者・組合 ④障害者を顧客として受け入れるための店舗・施設等の整備を行うとする中小企業者・組合 | ①新たに常用労働者を3名以上雇用しようとする(※)中小企業者・組合 ②労働力確保のための労働環境の整備、福利厚生施設の整備、職員研修・職員募集を行うとする中小企業者・組合 ③府内経雇用者数全体で常用労働者が本規定で定める数以上増加しないものを除く。H24.3末までは、いずれも1名以上で可 | 有担保2億円、無担保8,000万円 年1.7% | | | |
| 資 金 | 設備 投資 | 設備一般 | 工場、店舗、作業場、事務所、機械設備等の整備をしようとする中小企業者・組合 | 設備資金 10年以内 (設備資金の30%以内)の運転資金の利用可 | 中小企業者 組合 8,000万円 1億6,000万円 まちなか商店街再生特別融資枠(注3) | 年2.4% (小規模企業者等 年1.9%) 年2.2% 電気自動車等整備 年2.2% (小規模企業者等 年1.8%) | 均等月賦返済 (必要に応じて据置1年以内) | 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じて担保を要する。) |
| | | 災害復旧 | 火災、風水害などの災害復旧のための資金を必要とする中小企業者・組合 | 運転資金 10年以内 設備資金 | 中小企業者 組合 8,000万円 1億6,000万円 | 年2.2% (小規模企業者等 年1.9%) | | |
| | 成長 促進 融資 | 成長促進 (未来にはばたく中小企業成長支援) | 次の承認等に係る事業を実施しようとする中小企業者・組合等 ◆経営革新等：中小企業新事業活動促進法による承認等 ◆応援条例認定：京都府中小企業応援条例による認定 ◆「知恵の経営」推進：「知恵の経営」認証制度による認証 ◆地域づくりファンド助成：きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金の交付決定(他にも適用要件あり。詳細については裏面に記載。) | 運転資金 10年以内 設備資金 (原則として融資対象者要件となっている承認等の対象事業に係る資金) | 5億6,000万円 (保証協会の保証利用可能額は、経営革新等が別枠の範囲内、経営革新等以外が一般枠の範囲内) ※保証協会の保証対象外となる場合あり | 年1.9%以内 応援条例認定及び「知恵の経営」推進のうち、環境ビジネス関連は年1.7%以内 | 原則として連帯保証人1名以上、又は保証協会の保証(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要)、必要に応じて担保を要する。 | |
| | | 和装産業取引改善 等特別融資 | 和装関連卸売業者及び和装関連製造業者 | 運転資金 7年以内 | 2億円 | 年1.7% | 均等月賦返済 (必要に応じて据置1年以内) | 原則として連帯保証人1名以上及び担保を要する。 必要に応じて保証協会の保証を要する。 |

(注1) 保証率の引下げが最大となるのは保証協会の中小企業会計割引を併用した場合です。

(注2) 対象は、京都未来を担う人づくりサポートセンター及び京都府高校生緊急就職支援センター。

(注3) 「まちなか商店街再生特別融資枠」は、中心市街地エリアのうち一定の要件を満たす地域における施設整備等に対する低利資金です。対象地域等に関するお問い合わせは、京都府商工労働観光部貿易・商業課、各広域振興局又は各商工会・商工会議所へ。

なお、相談については、各府広域振興局、府産業支援センター、財団法人京都産業21北部支援センター、各商工会議所・商工会・地域ビジネスサポートセンター、京都信用保証協会でも応じています。